

流通経済大学学術情報リポジトリシステム管理運用規程

(制定 29 年 3 月 21 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、流通経済大学学術情報リポジトリ(以下、「学情リポジトリ」という。)の管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「学情リポジトリ」とは、流通経済大学(以下「本学」という。)構成員において作成された教育研究活動の学術成果等を電子的形態によって恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすシステムのことをいう。

(管理運用)

第 3 条 学情リポジトリの管理運用は、本学図書館において行うものとし、図書館長を責任者とする。なお、学情リポジトリの管理運用に関わる関係部署の協力を得るものとする。

2 学情リポジトリの管理運用に必要な事項は、図書館運営委員会で決定するものとする。

(提供者)

第 4 条 学情リポジトリに学術成果を提供できる者(以下、「提供者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍した教職員
- (2) 本学から学位を授けられた者
- (3) 図書館長が認めた者

(登録対象となる学術成果)

第 5 条 学情リポジトリに登録することができる学術成果は、学術研究委員会及び大学院委員会の認めた次の(1)～(3)のいずれかに該当し、なお且つ(4)～(6)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本学発行の紀要論文等。
- (2) 本学で学位取得した博士学位論文。
- (3) その他図書館長が認めた学術的に意義のあるもの
- (4) 知的財産に係る法令及び本学の規則等に反しないもの
- (5) 公開することによって、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。(名誉・プライバシー等の人権に関する事項、守秘義務に関する事項)
- (6) 学情リポジトリに登録し、電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できるもの。

(著作権と利用許諾)

第6条 学情リポジトリに登録された学術成果の複製権及び公衆送信権の行使を、提供者は本学に無償で許諾するものとする。

- 2 提供者は、共著者がいる場合は、全員から複製権及び公衆送信権を大学が行使することについて、あらかじめ許諾を得ておくものとする。
- 3 提供者は、学術成果に個人情報が含まれる場合は、当該個人から掲載に関する許諾をあらかじめ得ておくものとする。
- 4 学情リポジトリに登録される学術成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(学術成果の削除)

第7条 図書館は、学情リポジトリに登録された学術成果が次に該当する場合、図書館運営委員会の議を経て削除することができる。

- (1) 提供者が、理由を付して削除を申請した場合
- (2) 著作権を侵害するものであることが判明した場合
- (3) 社会的な観点から内容が著しく不適切であると認められた場合

(免責事項)

第8条 学情リポジトリに登録された学術成果の内容に関する責任は、当該提供者が負うものとする。

- 2 本学は、学情リポジトリに登録された学術成果の利用によって生じたいかなる不利益や損害について、一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。